



魚津市  
建設部上下水道課

# 令和8年度 水質検査計画



魚津市建設部上下水道課

# 水質検査計画とは

水質検査は水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

本水質検査計画は、魚津市が計画的な水質管理を行うため、法令の内容に基づき定めたものです。

## 目次

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 1. 基本方針              | (P-2)      |
| 2. 水道事業の概要           | (P-2, P-3) |
| 3. 水源の水質状況と管理        | (P-4～P-6)  |
| 4. 水質検査項目            | (P-7～P-11) |
| 5. 水質検査の頻度           | (P-12)     |
| 6. 臨時の水質検査           | (P-13)     |
| 7. 水質検査の方法           | (P-13)     |
| 8. 水質検査計画の実施に配慮すべき事項 | (P-14)     |
| 9. 検査経過及び検査結果の公表     | (P-15)     |

## 1. 基本方針

『安全でおいしい水』を確実にみなさまにお届けするため、法令に規定されている水質基準項目に加え、この水質検査計画に入れることが望ましいとされている水質管理目標設定項目と、さらに水源の水質に応じて独自に設定した項目について必要な頻度で検査します。

## 2. 水道事業の概要

本市の水道は、8か所の取水施設（井戸）を水源とした上水道事業と、各施設に水源を持つ9か所の簡易水道事業と1か所の飲料水供給施設で構成され、各家庭等に給水しています。

### (1) 給水状況（令和6年度末現在）

#### 【上水道】

給水人口 33,184 人

計画給水人口	42,900 人
計画1日最大給水量	28,400 m <sup>3</sup>
1人1日最大給水量	638 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$
1人1日平均給水量	376 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$

#### 【簡易水道・飲料水供給施設】

給水人口 1,074 人

計画給水人口	2,602 人
計画1日最大給水量	749 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$

給水人口計	34,258 人
行政区域内人口	38,443 人
普及率 上水道	89.0%
簡易水道	93.3%

※各人口は外国人を含む年度末人口

(2) 浄水施設・水源の概要

浄水場名・水源名	所在地	水源の種別	浄水方法	備考	
<b>【上水道】</b>					
横枕浄配水場	魚津市横枕				
道坂第2	魚津市道坂	深井戸（深さ80m）	消毒のみ		
道坂第3		深井戸（深さ80m）			
道坂第4		深井戸（深さ80m）			
道坂第5		深井戸（深さ49.5m）			
横枕第1		深井戸（深さ80m）			
横枕第2	魚津市横枕	深井戸（深さ47m+33m）			
横枕第3		深井戸（深さ75m）			
貝田第2	魚津市島尻	深井戸（深さ51.5m）			

浄水場名・水源名	所在地	水源の種別	浄水方法	備考	
<b>【簡易水道】</b>					
日尾	魚津市日尾	深井戸（深さ33m）	消毒のみ		
東蔵	魚津市東蔵	深井戸（深さ70m）			
黒沢	魚津市黒沢	深井戸（深さ110m）			
島尻	魚津市島尻	深井戸（深さ50m）		消毒のみ	配水池で混合
		湧水			
東蔵	魚津市東蔵	深井戸（深さ53m）			
小菅沼	魚津市小菅沼	湧水			
鉢	魚津市鉢	深井戸（深さ50m）			
升方	魚津市升方	深井戸（深さ140m）			
長引野	魚津市長引野	深井戸（深さ91m）			

浄水場名・水源名	所在地	水源の種別	浄水方法	備考
<b>【飲料水供給施設】</b>				
平沢	魚津市平沢	湧水	消毒のみ	

### 3. 水源の水質状況と管理

#### (1) 上水道

##### ①横枕浄配水場

片貝川沿いの8か所の深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

#### (2) 簡易水道

##### ①日尾地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

##### ②東城地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

##### ③黒沢地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

#### ④島尻地区

深井戸と湧水を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸及び湧水の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

#### ⑤東蔵地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

#### ⑥小菅沼地区

湧水を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な湧水の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

#### ⑦鉢地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

#### ⑧升方地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

### ⑨長引野地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

### (3)飲料水供給施設

### ①平沢地区

湧水を水源としています。

- ・原水の状況  
大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な湧水の水源です。
- ・水質管理について  
浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

※原水＝水源地から取水した水で、消毒などの処理を行う前の水

※浄水＝塩素消毒などの処理を行った水

※消毒方法は次亜塩素酸ナトリウムを注入することにより行っています。

#### 4. 水質検査項目

魚津市上下水道課では、安全で良質な水道水を供給するために、給水区域内の水道水について定期的な水質検査を行います。

検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造などを考慮して、適切に判断することが出来る場所を選定します。

##### (1) 毎日検査項目 (3項目)

水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号) 第15条第1項の規定により、水道水が常に安全であることを確認するため、毎日検査を行うことが義務付けされている項目です。

水の色・濁りに異常がなく、消毒の残留効果が0.1mg/L以上であるかを、上水道給水区域の下記の代表的な3地点の給水栓において、1日に1回以上の検査を実施します。

※ 上水道の採水地点	
高区配水区域 横枕	低区配水区域 経田西町・緑町

##### (2) 水質基準項目 (52項目)

水道法 (昭和32年法律第177号) 第4条第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令で規定する基準に適合していることが義務付けされている項目です。(P-9参照)

浄水に関しては、基準項目からかび臭2項目を除いた50項目を対象に、上水道給水区域の下記の代表的な7地点と各簡易水道施設毎の1地点の給水栓において、過去3年間の検査結果に基づいた頻度で、検査を実施します。

※ 上水道の採水地点	
高区第1配水区域 坪野・蛇田	高区第3配水区域 大海寺新
高区第4配水区域 石垣平	低区配水区域 経田・三ヶ
鹿熊配水区域 鹿熊	

原水に関しては、基準項目から消毒副生成物とかび臭13項目を除いた39項目を対象に、上水道・簡易水道・飲料水供給施設の各水源において、1年に1回以上の検査を実施します。

##### (3) 水質管理目標設定項目 (26項目)

(2)には含まれず、評価値が暫定であったり、検出レベルは高くないものの、水道水質管理上注意喚起すべき項目です。(P-10参照)

##### (4) 要検討項目 (46項目)

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から(2)及び(3)に分類できない項目です。(P-11参照)

(3)・(4)に関しては、必要に応じて検査を実施します。

## (5) クリプトスポリジウム指標菌検査

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物に関しては、平成19年4月11日より適用の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき対策を実施します。

魚津市においては、上水道・簡易水道の原水から指標菌を検出したことがなく、地表水等が混入しない被圧地下水及び湧水を水源としているため、当面のクリプトスポリジウム等による水質汚染の可能性が低いと判断します。したがって、上水道・簡易水道・飲料水供給施設の各水源において、3か月に1回以上の指標菌検査で対応します。

### ① リスクレベル1

(クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)の地点

原水から指標菌が検出したことがなく、地表水などが混入しない被圧地下水のみを原水としている施設	
上水道	8か所 (道坂第2・第3・第4・第5、横枕第1・第2・第3、貝田第2)
簡易水道	7か所 (日尾・東城・黒沢・東蔵・鉢・升方・長引野)

### ② リスクレベル2

(当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)の地点

原水から指標菌が検出したことがなく、地表水などが混入しない被圧地下水以外の水を原水としている施設	
簡易水道	2か所 (島尻・小菅沼)
飲料水供給施設	1か所 (平沢)

## ※クリプトスポリジウム

人間や牛などの小腸に寄生する原虫です。この原虫は大腸菌の約69万倍もの塩素抵抗性があるといわれており、通常の塩素濃度での消毒では死滅しません。熱に弱く、沸騰させることで消毒できます。水道水がクリプトスポリジウム等に汚染されたおそれがある場合には、浄水場からの送水を停止したうえで、汚染原水からの取水停止、水源の切り替えなどを実施します。その後、配水管等の洗浄を十分に行った上で、クリプトスポリジウム等の有無の検査により、飲用水としての利用に支障がないと判断された場合に給水を再開します。

## ※指標菌

大腸菌及び嫌気性芽胞菌のことです。水道原水の糞便による汚染の指標として有効なため、その感染経路から、原水にいずれかが検出された場合には、原水中にクリプトスポリジウム等が混入する恐れがあるということになります。

# 水質基準項目（52項目）

（基準省令）平成15年厚生労働省令第101号  
（一部改正）令和8年4月1日施行

No.	項目	基準値	定量下限値	備考	検査回数	検査回数の減	検査の省略	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	-	病原生物	概ね1箇月に1回以上	不可		
2	大腸菌	検出されないこと	-					
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下	0.0003	重金属	概ね3箇月に1回以上	可(※1)	可(※3)	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下	0.00005					
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下	0.001					
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	0.001					
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	0.001					
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.02mg/L以下	0.002	無機物		不可		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下	0.001	不可				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	無機物		概ね3箇月に1回以上	可(※1)	可(※3)
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	0.08					
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	0.1					
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002					
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005					
16	<small>ベンゼン、2-ジクロロベンゼン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン</small>	0.04mg/L以下	0.004	一般有機物	可(R11以降)			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002		可(※1)		可(※3)	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001					
20	<small>1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン</small>	0.00005mg/L以下	0.000005					
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001	一般有機物		可(※1)		
22	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06	消毒副生成物	概ね3箇月に1回以上	不可	不可	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002					
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001					
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003					
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001					
27	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001			可(※3)		
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.001					
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003					
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.001					
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001					
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008	着色	概ね3箇月に1回以上	不可	不可	
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下	0.01					
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下	0.02					
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	0.03					
36	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	0.01	味		可(※1)	可(※3)	
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下	0.1					
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下	0.005	着色		可(※2)	不可	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	0.2					
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	0.5	味		概ね3箇月に1回以上	可(※1)	可(※3)
41	蒸発残留物	500mg/L以下	50					
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02	発泡	概ね1箇月に1回以上	不可	可(※4)	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	かび臭				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	発泡	概ね3箇月に1回以上	可(※1)	可(※3)	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002					
46	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	0.0005	臭気	概ね1箇月に1回以上	可(※2)	不可	
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下	0.3	味				
48	pH値	5.8以上、8.6以下	-	基礎的性状	概ね1箇月に1回以上	可(※2)	不可	
49	味	異常でないこと	-					
50	臭気	異常でないこと	-					
51	色度	5度以下	1					
52	濁度	2度以下	0.1					

- ※1 水源周辺の状況などから、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であり、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下である場合は概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下である場合は概ね3年に1回以上とすることが出来る。（規則第15条1項3号）
- ※2 自動測定機器により連続して測定・記録をしている場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可能。（規則第15条1項3号イ）
- ※3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況、並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。（規則第15条1項4号）
- ※4 水源における当該物質を産出する藻類の発生状況から（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合を除き）、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。（規則第15条1項3号ロ）

# 水質管理目標設定項目（26項目 141物質）

平成15年10月10日 健発1010004号  
令和8年4月1日施行

No.	項目	目標値	定量下限値	備考		
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.02mg/L以下	0.001	無機物 / 重金属		
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/L以下(暫定)	0.0002			
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.02mg/L以下	0.001			
4	欠番				亜硝酸態窒素→基準項目へ	
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004	一般 有機物		
6	欠番					トランス-1, 2-ジクロロエチン→基準項目へ
7	欠番					1, 1, 2-トリクロロエタン→改正により削除
8	トルエン	0.4mg/L以下	0.001			
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	0.008			
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	-	消毒 副生成物	二酸化塩素注入時に限る	
11	欠番					塩素酸→基準項目へ
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	-			二酸化塩素注入時に限る
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	0.001			
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	0.001			
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として, 1以下	1	農薬	対象農薬は全120種類	
16	残留塩素	1mg/L以下	-	臭気		
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) *	10mg/L以上、100mg/L以下	0.5	味	厚労省通知により除外	
18	マンガン及びその化合物 *	マンガンの量に関して0.01mg/L以下	0.005	着色		
19	遊離炭酸	20mg/L以下	-	味	採水後速やかな測定ができない	
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	0.001	臭気		
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	0.001	一般有機物		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	-	味		
23	臭気強度(TON)	3以下	-	臭気		
24	蒸発残留物 *	30mg/L以上、200mg/L以下	-	味	厚労省通知により除外	
25	濁度 *	1度以下	0.1	基礎的性状		
26	pH値 *	7.5程度	-	腐食		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-			採水後速やかな測定ができない
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	-	病原生物		
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.001	一般有機物		
30	アルミニウム及びその化合物 *	アルミニウムの量に関して0.1mg/L以下	0.02	着色	厚労省通知により除外	

備考：項目中の「\*」印は水質基準項目との重複項目であることを示す。

# 要検討項目（46項目）

平成16年1月22日健水発第0122002号  
令和7年6月30日施行

No.	項目	目標値	定量下限値	備考	県の対応	
1	銀及びその化合物	-	0.001	無機物 / 重金属		
2	バリウム及びその化合物	0.7mg/L以下	0.07			
3	ビスマス及びその化合物	-	0.001			
4	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L以下	0.007			
5	アクリルアミド	0.0005mg/L以下	-	一般 有機物	測定精度の向上 を検討中	
6	アクリル酸	-	0.002			
7	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L以下（暫定）	-			
8	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L以下（暫定）	-			
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L以下	0.005		測定法の改良必要	
10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下（暫定）	0.0004			
11	塩化ビニル	0.002mg/L以下	0.0002			
12	酢酸ビニル	-	0.0002			
13	2,4-トルエンジアミン	-	0.0005			測定精度の向上 を検討中
14	2,6-トルエンジアミン	-	0.0005			
15	N,N-ジメチルアニリン	-	0.001			測定法の改良必要
16	スチレン	0.02mg/L以下	0.001			
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L（暫定）	-			県では検査不可
18	トリエチレンテトラミン	-	0.01			
19	ノニルフェノール	0.3mg/L以下（暫定）	-		測定精度の向上 を検討中	
20	ビスフェノールA	0.1mg/L以下（暫定）	-			
21	ヒドラジン	-	0.005		県では検査不可	
22	1,2-ブタジエン	-	0.00001			
23	1,3-ブタジエン	-	0.00001		県では検査不可	
24	フタル酸ジ（n-ブチル）	0.01mg/L以下（暫定）	0.001		測定精度の向上 を検討中	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下（暫定）	0.01			
26	マイクロキシン-LR	0.0008mg/L以下（暫定）	-			
27	有機すず化合物	0.0006mg/L以下（暫定）(TBTO)	-			
28	ブロモクロロ酢酸	-	0.01	消毒 副生成物		
29	ブロモジクロロ酢酸	-	0.01			
30	ジブロモクロロ酢酸	-	0.03			
31	ブロモ酢酸	-	0.005			
32	ジブロモ酢酸	-	0.005			
33	トリブロモ酢酸	-	0.03			
34	トリクロロアセトニトリル	-	0.001			
35	ブロモクロロアセトニトリル	-	0.001			
36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L以下	0.001			
37	アセトアルデヒド	-	0.002			
38	MX(3-クロロ-4-ジクロロメチル-5-ヒドロキシ-2(5H)-フラン)	0.001mg/L以下	-	測定精度の向上 を検討中		
39	キシレン	0.4mg/L以下	0.001			
40	過塩素酸	0.025mg/L以下	0.0025	一般有機物	県では検査できない項目	
41	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L以下	0.00001			
42	アニリン	0.02mg/L以下	0.002			
43	キノリン	0.0001mg/L以下	0.00001			
44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L以下	0.002			
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L以下	0.02			
46	要検討PFAS	-	-			

5. 水質検査の頻度

水質検査を行う項目と検査頻度は次のとおりです。

(1) 毎日検査項目

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	色	毎日	-	3	消毒の残留効果	毎日	-
2	濁り	毎日	-				

(2) 水質基準項目

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	一般細菌	12	1	27	臭素酸	4	-
2	大腸菌	12	1	28	総トリハロメタン	4	-
3	カドミウム及びその化合物	1/3	1	29	トリクロロ酢酸	4	-
4	水銀及びその化合物	1/3	1	30	ブロモジクロロメタン	4	-
5	セレン及びその化合物	1/3	1	31	ブロモホルム	4	-
6	鉛及びその化合物	1/3 ※2	1	32	ホルムアルデヒド	4	-
7	ヒ素及びその化合物	1/3	1	33	亜鉛及びその化合物	1/3	1
8	六価クロム化合物	1/3	1	34	アルミニウム及びその化合物	1/3	1
9	亜硝酸態窒素	1/3	1	35	鉄及びその化合物	12 ※4	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	36	銅及びその化合物	1/3	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1/3 ※3	1	37	ナトリウム及びその化合物	1/3	1
12	フッ素及びその化合物	1/3	1	38	マンガン及びその化合物	1/3	1
13	ホウ素及びその化合物	1/3	1	39	塩化物イオン	12	1
14	四塩化炭素	1/3	1	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12 ※4	1
15	1, 4-ジオキサン	1/3	1	41	蒸発残留物	1 ※5	1
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1/3	1	42	陰イオン界面活性剤	1/3	1
17	ジクロロメタン	1/3	1	43	ジェオスミン	- ※6	- ※6
18	テトラクロロエチレン	1/3	1	44	2-メチルイソボルネオール	- ※6	- ※6
19	トリクロロエチレン	1/3	1	45	非イオン界面活性剤	1/3	1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFO6)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	4	1	46	フェノール類	1/3	1
21	ベンゼン	1/3	1	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	1
22	塩素酸	4	-	48	pH値	12	1
23	クロロ酢酸	4	-	49	味	12	1
24	クロロホルム	4	-	50	臭気	12	1
25	ジクロロ酢酸	4	-	51	色度	12	1
26	ジブロモクロロメタン	4	-	52	濁度	12	1

検査回数の 1/3 = 3年に1回検査 12 = 毎月検査  
4 = 3箇月に1回検査 1 = 1年に1回検査

- ※1 1/3の項目は、令和9年度に検査を実施します。（前回実施 令和6年度）
- ※2 高区第3配水区域で1年に1回以上検査を実施します。
- ※3 升方地区で1年に1回以上検査を実施します。
- ※4 富山県水道水質管理計画 第3-1-(2)に基づき、1箇月に1回以上検査を実施します。
- ※5 長引野、升方、黒沢地区は、3箇月に1回以上、鉢、平沢地区は3年に1回以上検査を実施します。
- ※6 河川や湖沼を水源とする場合であるため、検査を省略します。

(3) クリプトスポリジウム指標菌検査

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	大腸菌	-	4	2	嫌気性芽胞菌	-	4

検査回数の 1/2 = 2年に1回検査 4 = 3箇月に1回検査

- ※7 No.1・2については、上水道・各簡易水道の全ての水源において検査を実施します。

## 6. 臨時の水質検査

### (1) 臨時の水質検査を行うための要件

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、定期の水質検査に準じて、臨時の水質検査を行います。

- ① 水道の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認めるとき。

### (2) 臨時の水質検査を行う項目についての考え方

状況に応じて必要な検査を行います。また、異常が認められる項目や異常のおそれのある項目のほか、関連する項目の検査を行います。

### (3) 臨時の水質検査の為のサンプリングとその評価

水質検査の採水場所は、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。また、異常のおそれがある場合は、安全が確認できるまで継続して検査を行います。

## 7. 水質検査の方法

水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託します。

### (1) 委託業者

業者名： 4月中旬頃、入札により決定

### (2) 委託の範囲

- ① 具体的な検査項目、頻度  
12/16頁の(2)に掲げる定期の検査項目、回数の全て
- ② 試料の採取及び運搬方法  
受託者が採水及び運搬を行う。
- ③ 臨時検査の取扱い  
上下水道課と受託者で協議の上、検査項目・回数を決定する。

### (3) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる資料を確認する。

## 8. 水質検査計画の実施に配慮すべき事項

### (1) 水質検査結果の評価に関する事項

- ① 水質検査結果については、検査の都度、水質基準（又は目標設定値等）の5分の1、または10分の1を超過がないか確認します。
- ② 基準値を超過する場合には、直ちに原因を究明します。  
また、検査結果が、基準値や目標値を超過しない場合でも、従来の傾向と異なるときは再検査や原因の調査を行います。
- ③ その他、検査結果と水源の状況、採水場所の状況を照らし合わせて安全性を評価します。

### (2) 関係者との連携に関する事項など

水質汚染事故などが発生した場合には、富山県新川厚生センターに通報した上で、連携して迅速に対応を講じます。

### (3) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査結果の内容については、事業年度の最終月である3月に見直しを行います。以下の場合には必要に応じ、内容を見直します。

#### ① 緊急に見直す場合

- ・水質検査で異常な値が検出された場合には再検査や原因の調査を行います。水の異常が長期にわたると予想される時。
- ・水源等において、水道水に影響すると思われる状況が発生したと考えられる時。
- ・法令や省令等の改正が行われた時。

#### ② 長期の検査結果から見直す場合

長期間にわたる水質検査結果から、水質が悪化していることが確認でき、検査の頻度を増やす必要があると考えられるとき。

#### ③ その他

水道水の安全性や利便性に影響を与えると思われる状況等が新たに発生したと考えられるとき。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、魚津市建設部上下水道課に備え付け、市民の方が閲覧できるようにします。また上下水道課ホームページでも公開します。

魚津市 建設部 上下水道課

電話 0765 (23) 1013 業務係 (水道料金などのお問い合わせ)  
0765 (23) 1014 水道工務係 (工事・水質のお問い合わせ)

FAX 0765 (23) 1050

Eメールアドレス [suido@city.uzoju.lg.jp](mailto:suido@city.uzoju.lg.jp)

水道課HPアドレス <http://www.city.uzoju.toyama.jp/hp/svSecHP.aspx?seccd=A040100>

魚津市役所HP <http://www.city.uzoju.toyama.jp/> から



窓口案内(各課一覧) ⇒上下水道課⇒水道工務係⇒関連情報 から閲覧できます。